(目的)

第1条 この訓令は、職員が市民全体の奉仕者であってその職務は市民から負託された公務であることに鑑み、職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑又は不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ るによる。
 - (1) 職員 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第3条第2項に規定する 一般職の職員
 - (2) 所属長 部局長及び総合支所長(相当職を含む。以下「部長等」という。) 並びに課所長の職にある者
 - (3) 事業者等 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがある ものを含む。) その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにす る行為を行う場合における個人に限る。) 並びにこれらの団体及び個人の利益 のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者
 - (4) 利害関係者 職員が職務として携わる次に掲げる事務の区分に応じ、それぞ れ次に定める者
 - ア 許認可等(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第3号に規定する 許認可等及び秩父市行政手続条例(平成17年秩父市条例第13号)第2条 第4号に規定する許認可等をいう。)をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人 (前号の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下この号において 「特定個人」という。)及び当該許認可等の申請をしようとしていることが 明らかである事業者等又は特定個人
 - イ 補助金等(秩父市補助金等の交付手続等に関する規則(平成17年秩父市規則第52号)第2条第1項に規定する補助金等をいう。)を交付する事務当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

- ウ 立入検査、監査又は監察(法令(条例及び規則を含む。)の規定に基づき 行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。)をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
- エ 不利益処分(行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分及び秩父市行政手続条例第2条第5号に規定する不利益処分をいう。)をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人
- オ 行政指導(秩父市行政手続条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。) をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められてい る事業者等又は特定個人
- カ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項に規定する契約 に関する事務 当該契約を締結している事業者等又は特定個人、当該契約の 申込みをしている事業者等又は特定個人及び当該契約の申込みをしようとし ていることが明らかな事業者等又は特定個人
- 2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間(当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間)は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に 行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明ら かな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であ るものとみなす。

(倫理行動規準)

- 第3条 職員は、秩父市職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次に 掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行 動しなければならない。
 - (1) 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者でない ことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取 扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務 の執行に当たらなければならないこと。
 - (2) 職員は、自らの行動が市政の信用に影響を与えることを認識するとともに、

常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自らや自らの属する組織のため の私的利益のために用いてはならないこと。

- (3) 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限 の行使の対象となる者から贈与等を受けること等の市民の疑惑又は不信を招く ような行為をしてはならないこと。
- (4) 職員は、市政が市民から納付された税金その他の貴重な財源で運営されていることに留意し、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。

(所属長の責務)

第4条 所属長は、この訓令の目的にのっとり、自ら模範となる行動をとるととも に、職員相互の注意喚起を促さなければならない。

(禁止行為)

- 第5条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 利害関係者から金銭(小切手、商品券その他これらに類するものを含む。以下同じ。)、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典その他これらに類するものを含む。)を受けること。
 - (2) 利害関係者から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。
 - (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
 - (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること
 - (5) 利害関係者から未公開株式(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第 2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第6 7条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をい う。)を譲り受けること。
 - (6) 利害関係者から供応接待を受けること。
 - (7) 利害関係者と共に飲食又は旅行(公務に起因するものを除く。)をすること。
 - (8) 利害関係者と共に遊技をすること。
 - (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。
 - (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。

- (2) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓その他 簡素な飲食物の提供を受けること。
- (3) 公務の円滑な遂行のため、自己の費用を負担して、利害関係者と共に飲食又は旅行をする場合であって、公正な職務の執行に対する市民の疑惑又は不信を招くおそれがないものとして、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める職員にあらかじめ承認を得て行うもの
 - ア 部長等 副市長
 - イ 課所長 部長等
 - ウ ア及びイに掲げる職員以外の職員 課所長
- 3 第1項の規定の適用については、職員が利害関係者から物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、利害関係者から当該対価と当該時価との差額に相当する額の金額の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

第6条 職員は、私的な関係(職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下 同じ。)がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務 上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする 行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する市民の疑惑又は不信を招くおそ れがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に 掲げる行為を行うことができる。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

- 第7条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接 待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財 産上の利益の供与を受けてはならない。
- 2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受 領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が 行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはなら ない。

(所属長への相談)

第8条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断 することができないとき又は利害関係者との間で行う行為が第5条第1項各号に 掲げる行為に該当するかどうかを判断することができないときは、所属長に相談 するものとする。

2 所属長は、所属職員から前項の相談があったときは、当該相談に適切に応じる とともに、所属職員が特定の者と市民の疑惑又は不信を招くような関係を持つこ とがないかどうかの確認に努め、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指 導及び助言を行わなければならない。

(公金支出の際の遵守事項)

第9条 職員は、公金支出に係る事務の執行に際し、地方自治法、地方財政法(昭和23年法律第109号)、秩父市予算規則(平成17年秩父市規則第53号)、 秩父市会計規則(平成17年秩父市規則第54号)その他公金の支出に関する規程等を遵守し、厳正かつ効率的な事務の執行に当たらなければならない。

(個人情報の取扱いの際の遵守事項)

第10条 職員は、個人情報を取り扱う場合においては、個人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第57号)その他個人情報の取扱いに関する規程を遵守し、 個人情報の保護に努めなければならない。

(飲酒運転等の禁止)

第11条 職員は、飲酒運転、著しい速度超過その他重大な交通法規違反が交通事故を引き起こす要因となるものであることを常に認識し、これを行ってはならない。

(ハラスメントの禁止)

- 第12条 職員は、次に掲げるハラスメントを行ってはならない。
 - (1) セクシュアル・ハラスメント(他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。)
 - (2) マタニティ・ハラスメント (妊娠したこと、出産したこと等に関する職員の 勤務環境が害されるような言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制 度若しくは措置の利用に関する職員の勤務環境が害されるような言動をいう。)
 - (3) パワー・ハラスメント (職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。)
 - (4) モラル・ハラスメント(社会通念上相当と認められる道徳又は倫理の範囲を 逸脱した言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人 格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものを いう。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、職員の勤務環境又は職場環境を害する言動であって、その程度が看過できないもの

(不当要求行為等の拒否)

第13条 職員は、職務の執行に当たって、不当要求行為等(社会通念上相当と認められる範囲を逸脱した手段により要求の実現を図ることを目的とした行為をいう。)に応じてはならない。

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

- 第14条 職員は、他の職員の第5条第1項又は第7条の規定に違反する行為によって当該他の職員(第5条第1項第9号の規定に違反する行為にあっては、同号の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。
- 2 職員は、自己若しくは他の職員がこの訓令に違反する疑いのある行為を行った と思料するに足りる事実について、これを黙認し、又は隠ぺいしてはならない。 (違反行為の調査等)
- 第15条 所属長は、所属職員がこの訓令に違反する疑いのある行為を行ったと思 料するときは、速やかにその旨を人事課長に報告しなければならない。
- 2 人事課長は、前項の規定による報告を受けたときは、総務部長に報告するとと もに、当該報告に係る行為に関し、所属長と共同して調査を行うものとする。
- 3 人事課長は、前項の調査が終了したときは、遅滞なく、総務部長に当該調査の 結果を報告するものとする。

(違反者に対する措置)

第16条 市長は、職員がこの訓令に違反する行為を行ったと認めるときは、地方 公務員法第29条の規定により懲戒処分等の人事管理上必要な措置を講ずるもの とする。

(その他)

第17条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この訓令は、令和6年9月1日から施行する。